



291号 令和7年3月20日発行

官報公告掲載料（弁済業務保証金分担金取戻し）改定について

令和7年4月1日付掲載分より下記のとおり官報公告掲載料が変更となります。

令和7年4月官報掲載から	令和7年3月官報掲載まで
(7,178円×行数) + 消費税10%	(6,526円×行数) + 消費税10%

※ 令和7年3月6日取戻分より適用となります。

<参考>

年度番号	商号又は名称	免許証番号	(代表者の)氏名	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額	※
令07 全保〇〇〇〇	株式会社〇〇不動産	〇〇県知事(1)99999	代表取締役 宅建太郎	〇〇県△△市〇×◇町 1-2-3	1000万円	←2行
令07 全保〇〇△△	株式会社△△宅建リアルエステート	△△県知事(1)99999	代表取締役 全宅保夫	△△県〇〇市◇◇◇町 1-23-4◇◇◇マンション501	1000万円	←3行

[全角6文字] [全角5文字] [全角5文字] [全角10文字]

※上段は2行扱いで、官報掲載料金 (7,178×2) + 税10% = 15,791 円
 下段は3行扱いで、官報掲載料金 (7,178×3) + 税10% = 23,687 円
 (消費税計算…端数切捨)

愛媛県手数料条例の改正（予定）について／愛媛県

愛媛県手数料条例について、改正議案を県議会に上程（2月末現在）しています。
 改正施行日は、令和7年4月1日を予定しており、改正手数料の適用は、窓口（建築基準法関係：市町、建築物省エネ法及びエコまち法関係：県出先機関）の受付日で判断することとしています。

宅建関係 免許申請（新規・更新）：
 改正前 33,000円 → 改正後（紙申請 33,000円・電子申請 26,500円）

※ 詳細は協会HP等でご確認ください。
 県庁HPにはまだ掲載されていません。

（お問合せ先）愛媛県土木部道路都市局建築住宅課
 建築指導係 TEL：089-912-2757（長賀部氏、田窪氏、宇都宮氏）
 宅地建物指導係 TEL：089-912-2758（三井氏、古川氏）

賃貸住宅標準契約書等の一部改訂について/国交省

国土交通省では、賃貸借契約をめぐる紛争を防止し、借主の居住の安定及び貸主の経営の合理化を図ることを目的に、賃貸借契約書のひな形（モデル）として、「賃貸住宅標準契約書」、「定期賃貸住宅標準契約書」、「サブリース住宅標準契約書」、「サブリース住宅定期建物賃貸借標準契約書」を作成し、周知・普及に努めています。

この度、標準契約書等の「作成にあたっての注意点」及び「解説コメント」等の一部改訂がありました。

なお、本改訂に伴う、全宅連策定の賃貸借契約書式の改訂は予定していません。

詳しくは協会HP <https://www.ehime-takken.or.jp/>

令和7年度 宅地建物取引士法定講習会日程

当協会主催の法定講習会を以下の日程で開催いたします。受講申込書は、受講対象者の登録されている住所宛て個別にお送りいたします。

講習会は、講習日より有効期限半年前から受講できますので、受講されたい方は協会へご連絡いただければ、受講案内を送付いたします。

講習会はWebと座学を開催します。

他団体主催の講習会が6月、7月、10月に実施されますが、当協会では受付はできませんのでご注意ください。

	講習（交付）日	申込受付期間	案内発送日
第1回	令和7年5月16日（金）	令和7年4月1日～4月4日	令和7年3月21日
第2回	令和7年8月22日（金）	令和7年7月7日～7月11日	令和7年6月20日
第3回	令和7年9月26日（金）	令和7年8月6日～8月13日	令和7年7月25日
第4回	令和7年12月12日（金）	令和7年10月24日～10月31日	令和7年10月10日
第5回	令和8年2月13日（金）	令和7年12月17日～12月24日	令和7年12月5日
第6回	令和8年3月13日（金）	令和8年1月26日～1月30日	令和8年1月16日

令和7年2月1日より宅建業免許申請 及び 取引士資格登録申請などの電子申請が可能となりました。
 従来どおり、紙での申請も可能です。

「単身入居者の受入れガイド」の一部改訂について/国交省

単身世帯の増加等により、高齢者や低額所得者などの住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居に対するニーズが更に高まることを見込まれます。一方で、賃貸人の中には、入居者の孤独死や死亡時の残置物処理、家賃滞納等に対して懸念を持っている方が多くいます。こうした状況を受け、国土交通省では、『単身入居者の受入れガイド』を作成し、万一の場合の賃貸借契約の終了や残置物の処理に関連する制度等について紹介することにより、大家さんの懸念を払拭し単身入居者の円滑入居の促進に努めています。

また、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進及びその居住の安定の確保を一層図るため、令和6年の通常国会において住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）が改正されました。

住宅セーフティネット法及び高齢者住まい法の改正内容の追加や読みやすさの観点からのレイアウト変更等、ガイドの一部改訂が行われました。

詳細は国土交通省のWebサイトに掲載しています。

該当ページURL

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000101.html

（このページ中の『単身入居者の受入れガイド』をご覧ください）

詳しくは協会HP <https://www.ehime-takken.or.jp/>

令和7年国民生活基礎調査へのご協力について／厚労省

厚生労働省では、統計法に基づく基幹統計を作成するための国民生活基礎調査を毎年実施しており、令和7年調査は世帯の人数等把握のため調査日前の4月中旬、また実際調査のため6月5日及び7月10日の前後1～2週間程度の間、調査員が調査対象世帯を訪問いたします。

・調査の目的

保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とします。(調査対象：全国の世帯及び世帯員)

・調査の時期

世帯票：令和7年6月5日(木)

所得票：令和7年7月10日(木)(注：令和6年1月1日～12月31日の所得調査)

・調査の方法

1. 準備調査は、調査員が受持ち調査地区を巡回し調査地区要図及び調査世帯名簿を作成
2. 本調査は、あらかじめ調査員が配布した調査票に世帯の方が自ら記入し、後日調査員が回収。なお所得票についてはやむを得ない場合のみ密封回収
調査員が再三訪問しても不在等で一度も面接できない世帯に限り、郵送にて調査票回収

会員様向け毎月の定期便について

令和6年度から定期便は2か月に1度、奇数月に発送しております。
次回は5月です

松山市ファミリーシップ制度について／松山市市民部人権・共生社会推進課

同性間・異性間を問わず、法律婚の関係にない二人が、相互に協力して家族として対等な立場で継続的に生活する関係であることを市に届け出た場合、市が松山市ファミリーシップ届出受理証明書と松山市ファミリーシップ届出受理カードを交付するものです。

証明書には、子どもや親等の近親者の氏名も記載することができます。

この制度は、法律上の婚姻制度や養子縁組制度ではありませんので法的な効力を有するものではありませんが、入居等に関しファミリーシップ受理証明書又は受理カードの提示を受けた際は、制度の趣旨を踏まえ、当事者への配慮とともに、ご理解いただきますようお願いいたします。

また、この制度を利用していることについては本人の同意なく口外しないでください。

制度開始日 令和7年2月3日(月)

※詳細は松山市HPをご覧ください。

松山市HP>市政情報>人権>松山市ファミリーシップ制度

(お問合せ先)

市民部 人権・共生社会推進課

〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7-2 本館7階 TEL：089-948-6604

国有財産の売払い及び売払いに係る媒介業務について／四国財務局

物件番号	所在地	登記地目	面積(m ²)	用途地域	建蔽率/容積率(%)	売却価格(円)
1303	伊予市上吾川字十合甲1682番1	宅地	1,091.29	指定なし	70/200	7,230,000
1305	四国中央市三島宮川二丁目字古池701番8	宅地	126.35	近隣商業	80/200	4,180,000

受付期間：令和7年2月27日(木)～令和7年5月30日(金)

受付時間：13：00～17：15 (ただし閉庁日を除く)

【媒介業務の申込受付】

上記財産について媒介業務の受付も行います

・媒介契約の型式：一般媒介契約(明示型)

・申込方法：受付期間(令和7年4月1日(火)～令和7年5月23日(金))に必要書類提出

・媒介契約の契約期間：契約締結の日から3か月を超えない範囲内で国が別途指定する日まで。
(契約の締結は約定報酬額に対する予算措置がなされた日以降)

(お問合せ先)

四国財務局 松山財務事務所 管財課 TEL：089-941-7185 (内線642・644)

四国財務局HP>国有財産>国有地の購入を検討されている方へ>すぐに購入できる物件>愛媛県

差押不動産公売のお知らせ／高松国税局

所在地	地目	地積・床面積(m ²)	見積価格(円)	公売保証金(円)
松山市来住町1087番3	宅地	234.60	10,680,000	1,080,000
松山市来住町1087番地3	事務所倉庫	1階85.63 2階83.64		

公売日時：令和7年4月14日(月)8：30～4月18日(金)17：00(期間入札)

公売場所：高松国税局

公売保証金の納付期限：令和7年4月17日(木)17：00

所在地	地目	地積・床面積(m ²)	見積価格(円)	公売保証金(円)
四国中央市土居町入野108番	雑種地	2,251	47,680,000	4,800,000
四国中央市土居町入野136番1	雑種地	900		

公売日時：令和7年4月21日(月)8：30～4月25日(金)17：00(期間入札)

公売場所：高松国税局

公売保証金の納付期限：令和7年4月24日(木)17：00

(お問合せ先)

高松国税局特別整理第一部門 TEL：087-831-3111

詳細はHP(<https://www.koubai.nta.go.jp/>)をご覧ください。

市有地処分の媒介依頼について／松山市

	所在地	地目	面積(m ²)	売却価格(万円)
1	松山市浅海原甲542番1	宅地	577.04	722
2	松山市浅海原甲603番6	雑種地	413.05	261
3	松山市新浜町1103番、1198番1	宅地	1,565.00	3,537
4	松山市南吉田町1854番42	宅地	131.07	493

媒介依頼期間 令和7年10月31日(金)までの執務時間中

(お問合せ先)

松山市理財部管財課 財産管理担当 (本館4階 TEL：089-948-6255)

松山市HP(<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/index.html>)>市政情報>

公有財産>未利用市有地の売却と貸付について>市有地の売却先を募集します